

高齢者肺炎球菌感染症予防接種を受ける前に

※必ずお読みください

平成26年10月1日から、高齢者肺炎球菌感染症予防接種（23価肺炎球菌ワクチン）は、予防接種法に基づく「定期の予防接種」になりました。この説明書をよく読み、予防接種による効果や副反応、健康被害救済制度などをよく理解し、接種を希望する方のみ接種してください。

なお、接種される方の接種希望確認ができない場合は接種できませんので予めご了承ください

◆23価肺炎球菌ワクチンの効果

23価肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌による肺炎を予防する予防接種です。肺炎球菌には多くの型がありますが、日本に分布する型のおよそ 80 パーセントに対して免疫をつけることができます。また、肺炎球菌が引き起こす呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などの予防効果もあります。

健康な人では、少なくとも接種後 5 年間は効果が持続するとされており、1 年中どの時期に接種してもかまいません。肺炎球菌ワクチンは、不活化ワクチンですので他の予防接種との接種間隔には制限はありません。ただし、新型コロナワクチンを接種される場合は、接種前後 13 日以上の間隔が必要です。

◆23価肺炎球菌ワクチンの副反応

注射部位の疼痛、熱感、発赤、腫脹（はれ）や筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱などがあります。※いずれも軽度で2～3日で消失します。

まれに、アナフィラキシー様反応、血小板減少、知覚異常やギランバレー症候群、蜂巣炎などを起こすこともあります。異常が認められた場合は、すぐに医師に申し出てください。

◆定期接種 対象者

① 令和 4 年4月2日から令和 5 年4月1 日までに、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳 になる人

② 60 歳以上 64 歳の人※

〔※心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人
及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人〕

◎予防接種に対して健康保険の適用がある人（脾臓摘出をされた人）等は、定期接種として接種は可能ですが、保険適用時より接種費用が高くなりますので、医師と相談して接種するようにしてください。

◆過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある人

「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある人は定期接種の対象とはなりません。

また、平成26年6月に承認された「13価肺炎球菌ワクチン（プレベナー13）」は現時点では定期接種に使用できません。ただし、「13価肺炎球菌ワクチン（プレベナー13）」を接種したことがある場合でも「23価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）」を定期接種することができます（日本人を対象とした有効性、安全性の検討はなされていません）。

◆自己負担金

5,000円

生活保護世帯者の人は、接種日に医療機関へ生活保護受給証明書の提出があれば無料です

◆接種期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）

※ 裏面もお読みください。

◆予防接種が受けられない人

1. 明らかに発熱がある人
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
3. 予防接種の接種液の成分によって全身のじんましんや、嘔吐、呼吸困難、血圧低下などの激しい全身アレルギー症状が出るアナフィラキシー・ショックを起こしたことがある人
4. その他、医師が不適当な状態と判断した人

◆予防接種を受ける際に医師との相談が必要な人

1. 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する人
2. 予防接種で接種後 2 日以内に、発熱、発疹、じんましんなどがみられた人
3. 過去にけいれんを起こしたことがある人
4. 過去に免疫不全の診断を受けている人及び、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
5. 肺炎球菌ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人
6. 過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人（過去 5 年以内に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は、注射部位が硬結（しこり）、疼痛、発赤などが強く出ることがあります）

◆予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ・ 予防接種を受けたあと 30 分間は、アナフィラキシー・ショックが起こらないか状態を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応はこの間に起こることがあります。
- ・ 接種後、1 週間は副反応の出現に注意しましょう。副反応の多くは接種後 24 時間以内に出現します。
- ・ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ・ 接種当日はいつも通りの生活でかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒などは避けましょう。
- ・ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

◆健康被害救済制度について

ワクチンを適正に使用したにもかかわらず発生した副反応などにより、入院が必要な程度の疾病や障害などが生じた場合は、予防接種法に基づき、健康被害の内容、程度に応じて、審議会での審議を経た後、予防接種によるものであると認定された場合には、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金などが支給されます。

気になる症状が発生した場合には、医師にご相談ください。

◆実施医療機関

※事前に医療機関に予約をしてください。

※できるだけかかりつけの医療機関（県内医療機関で接種可能）で接種をするようにしましょう。

県外で接種を希望する場合には、事前に保健センターへご相談ください。

※「高齢者肺炎球菌予防接種予診票」は紛失しないようご注意ください。

〈 市内医療機関 〉

医療機関名	電 話	医療機関名	電 話	医療機関名	電 話
池田病院	62 - 5161	酒井外科胃腸科医院	62 - 6655	林 内科医院	62 - 6657
いでた整形外科クリニック	61 - 0700	坂本医院 内科・婦人科	63 - 4641	松岡病院	62 - 2526
魚住医院	63 - 2286	柴田長庚堂病院	64 - 1111	まつしま内科クリニック	71 - 5500
かわはら内科・胃腸科医院	62 - 5413	しろたに内科クリニック	65 - 0222	宮崎医院	62 - 2258
喜多内科医院	62 - 5101	新生病院	62 - 5131	山口外科胃腸科医院	62 - 3200
貴田神経内科・呼吸器科・内科病院	68 - 0040	たかお循環器内科	62 - 6300	山崎産婦人科医院	64 - 1103
木下内科医院	64 - 5851	土井外科消化器内科医院	62 - 6305	わたなべ内科クリニック	62 - 1515
くすのきクリニック	68 - 5500	なおみレディースクリニック	61 - 1400		

問い合わせ先：島原市保健センター（電話：64-7713） 有明保健センター（電話：68-5335）